

令和 7 年度 事業計画書

社会福祉法人 まこと

- 法人本部
- 特別養護老人ホーム しあわせの家
- 地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川
- ショートステイ しあわせの家
- ショートステイ しあわせの家寒川
- デイサービスセンター しあわせの家
- デイサービスセンター しあわせの家寒川
- 居宅介護支援事業所 しあわせの家

経営理念

夢あふれるシルバーの輝き

～まことのしあわせを求めて～

高齢になって第一線を退くと、それまで社会、家族のために尽くし、尊敬されてきた人が尊敬されなくなってしまう、輝きを失うことがある。社会福祉法人まことは、ご利用者がこれまで積み重ねてきた人生を大切にして、これからの人生を輝かしいものにしようと考えている。社会福祉法人まことに関わる、ご利用者・ご家族・地域の皆様・職員・職員の家族といった全ての人が夢を持って輝き、「まこと」の「しあわせ」を感じることができる場を提供するという使命がある。

基本方針

当法人の基本方針（法人が目指す理想的な姿）は以下の3つとします。

- （１） ホスピタリティの精神を発揮して、社会福祉法人まことに関わるすべての人が「まこと」の「しあわせ」を感じられるようになる。
- （２） 常にご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたサービス提供によって、ご利用者・地域の皆様の信頼を得て、地域福祉の拠点としての地位を確立する。
- （３） まことで働く人すべてが、相互に思いやる気持ちを持ち、自己研鑽を重ねることで、職員が働きやすく、やりがいを持てる魅力ある法人となる。

理念・基本方針達成の為の具体的目標

地域において「ホスピタリティ NO1」の法人を目指す

ホスピタリティとは「思いやり」「心からのおもてなし」です。我々の目指す、ホスピタリティNo1とは、思いやり・心からのおもてなしの精神を発揮することで、まことに関わる人々が相互に満足し、それによって信頼関係を高め、共に価値を高めていく「共創」の状態がどこよりも高い状態であるということです。

運営方針

1. 質の高い介護サービスの提供

ご利用者が安心してサービスを利用できるように「高い専門性に裏付けられたスキル」と「常にご利用者の尊厳を守るという視点」のもとに、一人一人のご利用者の個別性に応じた支援を行います。

2. 誠心誠意の対応で信頼を得る

お客様である「ご利用者」や「ご家族」、「地域の皆様」から信頼を得られるように、相手の立場にたって、しっかりと聴き、しっかりと見て、しっかりと心を傾けることを常に意識して、誠心誠意「思いやりの心・おもてなしの心（まごころ）」を持って接します。

3. 地域福祉コミュニティの創造

介護保険事業者として「高齢者を社会で支える」という責任を自覚して、常に愛情と奉仕の精神で、地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持って、援助を必要とする人々に対して積極的に支援する共同体造りに貢献します。

4. 能力開発と自己改革

常に問題意識（三省「現状で良いか」「改善すべき点はどこか」「どのように改善するか」）を持って、専門的な技術・技能の向上に努めることで能力を開発し、自己を改革することで、より適切、的確な支援ができるようになります。

令和7年度

社会福祉法人まこと 法人本部 事業計画書

1. 背景

現在、日本の経済は長期にわたる物価上昇に直面しているところですが、福祉医療機構の調査によると、「原油価格や物価高騰による影響を受けている」と回答した施設は88.5%に上ります。原材料費などの高騰を受けて、様々な業界で「値上げ」という価格転嫁が取行されていますが、介護事業者はサービスの提供料金が制度によって定められていることもあって、コストの増加は経営に大きな影響を与えることになります。

また、今後は超高齢化時代を迎え、医療及び介護のニーズは今まで以上に高まりますが、それを支える担い手の不足は更に深刻化していくことが予想されています。そのような中で厚生労働省から令和6年10月末時点の外国人雇用についての届出状況が公表されましたが、外国人労働者数は、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新(対前年増加率は12.4%)し、外国人を雇用する事業所数についても、届出義務化以降過去最多を更新したとのことであり今後も増加することが予想されます。更に、企業が一定以上の割合で障がい者を雇用するように義務づけられた障害者雇用率制度においては、民間企業の法定雇用率は令和6年4月から2.5%に引き上げ(令和8年7月には2.7%に引き上げられる予定)られました。このような社会情勢の中で当法人では6名の外国人雇用、5名の障害者雇用を行っていますが、今後も担い手の確保に向けた様々な施策に取り組んでいく必要性を認識しています。

社会福祉法人まことが、永続的かつ健全な事業運営が実践できるようなるためには、人財を確保していくことが必要不可欠となりますので、そのために有効となる様々な施策に取り組んでいきたいと考えています。

2. 基本方針

- * 社会福祉法人まことに関わる全ての人々が「まこと」の「しあわせ」を感じられるよう、地域においてホスピタリティ No1 の法人になる。
- * 常にご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたサービス提供によって、ご利用者・ご家族・地域の皆様の信頼を得て、地域福祉の拠点施設としての地位を確立する。
- * 社会福祉法人まことで働く人すべてが、相互に思いやる気持ちを持ち、自己研鑽を重ねることで、職員が働きやすく、やりがいを持てる魅力ある法人になる。

ホスピタリティとは、「思いやり」「心からのおもてなし」です。

我々の目指すホスピタリティ No1 とは、思いやり・心からのおもてなしの精神を発揮することで、社会福祉法人まことに関わる人々が相互に満足し、それによって信頼関係を高め、共に価値を高めていく「共創」の状態がどこよりも高い状態であるということです。

3. 重点取組

- (1) 安定した経営の維持
- (2) 組織力の向上
- (3) 人材確保
- (4) 労働環境の整備

4. 重点取組内容

(1) 安定した経営の維持

- ①各事業所の稼働率の向上による収入増加を目指すとともに、業務における無理・無駄・ムラを抽出して業務改善を行い、効率的なマンパワーの活用につなげることによって安定した経営が出来るようにします。
- ②物価変動を価格に転嫁できない状況下において、各種支援制度・補助制度をもれなく活用します。
- ③各事業所の事業運営に必要な応じて介入し安定経営に向けたバックアップを行います。

(2) 組織力の向上

- ①職責・役割分担に沿った統治機能を高めます。
 - * 役職者が組織論を理解した行動ができるようにします。
 - * 役職者が適切な情報管理（情報収集・発信）ができるようにします。
- ②中核を担う人材の成長・育成に向けて、外部のリーダー研修や法人内のリーダー育成研修を計画的に実践します。

(3) 人材確保

- ①各事業を安定的に運営できるように適正な人員配置の実現に向けた施策（高齢者雇用、女性活躍推進、育児介護休業、時間外労働削減、ハラスメント防止等）を継続して行います。
- ②人材採用部門の再設置を行い、新卒者確保（求人募集活動含む）に向けて取り組みます。

(4) 労働環境の整備

職場環境改善アンケート等による職員の声を参考に、労働環境改善・職員の負担軽減に繋がる施策に取り組みます。又、老朽化の進む設備等について、計画的に更新を行います。

5. 実施事業

(1) 介護保険サービス事業

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームしあわせの家）
- ② 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川）
- ③ 短期入所生活介護（ショートステイしあわせの家）
- ④ 短期入所生活介護（ショートステイしあわせの家寒川）
- ⑤ 通所介護（デイサービスセンターしあわせの家）
- ⑥ 通所介護（デイサービスセンターしあわせの家寒川）
- ⑦ 居宅介護支援（居宅介護支援事業所しあわせの家）

(2) 介護予防サービス事業

- ① 介護予防短期入所生活介護（ショートステイしあわせの家）
- ② 介護予防短期入所生活介護（ショートステイしあわせの家寒川）
- ③ 居宅介護支援（居宅介護支援事業所しあわせの家）

(3) 総合事業

- ① デイサービスセンターしあわせの家
- ② デイサービスセンターしあわせの家寒川
- ③ 居宅介護支援事業所しあわせの家

6. 職員配置

主な職員の配置状況

職種	常勤換算後
本部長	1名
事務長	1名
事務管理責任者	1名

7. 実施行事等

年間行事・各種会議		
実施月	行事・会議名	開催目的
4月	入職式 法人職員説明会	新規採用職員を迎え入れる 経営理念・運営方針の意味共有と事業計画の内容を法人職員に周知する
5月 ～6月	理事会 評議員選任解任委員会 評議員会 理事会 物故者供養祭 職場環境改善アンケート	事業及び決算報告 新評議員選任 事業及び決算報告、理事及び監事改選 理事長選任 当法人に関わりのあった全ての物故者に対して追悼の意を込めて供養する 労働環境について職員の意見を拾い改善に繋げる
8月	寒川夏祭りへの参加	寒川地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める
10月	永年勤続表彰式 ストレスチェック	当法人の発展に尽力したことに対して感謝の意を表す メンタル不調の早期発見・対応による職員の健康増進・予防
12月	育豊祭への参加	豊岡地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める
3月	理事会	補正予算、事業計画、予算の各種報告
毎月	事業所間連絡会議 経営会議 衛生委員会	各事業所の管理者等が集い運営状況を共有するとともにそれぞれが抱える各種課題について検討するなどして事業所間の連携を図る。 理事長・管理職が集い、当法人における各種課題について検討するとともに、健全な運営に資する様々な施策を講じる。 職場の労働環境・衛生環境の改善に向けた協議を行う
3か月毎	広報委員会 3・6・9・12月	広報誌・ホームページ等の内容及び発行に関する事項等について審議する

令和7年度

特別養護老人ホーム しあわせの家 事業計画書

1. 運営方針

ご利用者が最期の時を迎えるまで、心穏やかに、安心して日々を過ごし、ご自身が望む生活が少しでも実現できるように、常に問題意識を持って、専門的な技術・技能の向上に努めることはもとより、ご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたホスピタリティの精神を発揮したサービスを提供することで経営理念の実現を目指します。

2. 実践計画

(1) サービスの質の向上

法人の基本方針であるご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたサービス提供によって信頼を得るためには各種サービスの質を向上させなければなりません。サービスの質を向上させるべく以下の項目を実践します。

- ① 食事ケア
美味しく食事を楽しめることを実現できるよう充実した食事ケアを実践します。
- ② 口腔ケア
口腔機能が健康に与える影響が大きいことを認識して、専門的な知識の基にご利用者に応じた適切な口腔ケアを実践します。
- ③ 排泄ケア
プライバシーに関わる行為であることを自覚し、高い倫理観を持ちながら、ご利用者個々の排泄状況アセスメントに基づいた適切な排泄ケアを実践します。
- ④ 入浴ケア
入浴は単に清潔保持だけが目的ではなく、リラックス効果があることも理解した上で、ご利用者の状況に応じた適切な入浴ケアを実践します。
- ⑤ 移乗・移動ケア
ご利用者の安全・安心の為に、専門的な知識・技術の習得に努めることはもとより、最適の福祉用具を有効に活用し充実した移乗・移動ケアを実践します。
- ⑥ 認知症ケア
認知症であっても、不安なく心穏やかに生活できるよう、専門的な知識の習得に努め、適切な認知症ケアを実践します。
- ⑦ 褥瘡・拘縮をつくらないケア
ご利用者の身体状況に応じて、専門的な知識に基づいたポジショニング・シーティングに取り組み、褥瘡・拘縮をつくらないケアを実践します。
- ⑧ 整容・身だしなみに配慮したケア
ご利用者が快適に生活できるように清潔保持に努めるなど、整容や身だしなみに配慮したケアを実践します。
- ⑨ 看取り介護
住み慣れた場所で馴染みの人に囲まれて自然な形で最期を迎えることを希望されるご利用者・ご家族に対して充実した看取り介護を実践します。
- ⑩ 睡眠支援
ご利用者が良質な睡眠がとれるよう寝具等の整備や、身体状況に応じて専門的な知識の習得に努め適切な支援をします。
- ⑪ ご利用者の尊厳を守る対人援助技術・接遇マナー
福祉職として必要な対人援助技術の向上及びご利用者に対する接遇マナーの向上に努め、ご利用者の尊厳を守る支援を実践します。

- ⑫ 身体拘束廃止
ご利用者の尊厳を守ることを念頭に行動を抑制するなどの身体拘束は一切行わず身体拘束廃止を実践します。
- ⑬ 高齢者虐待防止
権利擁護の意識を持って、高齢者虐待に該当する行為を一切行わず、高齢者虐待防止を実践します。
- ⑭ 個別性に配慮した余暇活動
生活にハリが持てて生きがい支援に繋がるよう、適切なアセスメントに基づきご利用者のニーズに応じた余暇活動を企画し実践します。
- ⑮ 機能訓練
日常生活行為の中での機能訓練という考えのもとで、廃用性機能低下を防ぐ支援をします。
- ⑯ 健康管理
ご利用者の変化をいち早く察知できるよう観察力の向上に努め、変化に応じた適切な対応を実践します。また、様々な慢性疾患を持たれているご利用者の内服管理を適切に実践します。
- ⑰ 感染症対策
集団という環境下において感染症が発症すると蔓延する可能性が高いことを認識して、適切に感染症対策を実践します。
- ⑱ 事故防止対策
ご利用者の生活を抑制することなく安心して安全に生活できるよう、適切に事故防止対策を実践します。
- ⑲ 各種記録
記録にはサービス提供の証・情報共有・ケアの分析検証といった目的があるということを認識して、適切に記録を残すことを実践します。

(2) 環境整備

居室・フロアを衛生的な環境に整えることはもとより、最適の設備を整備するなど、ご利用者が快適に生活できるように以下の項目を実践します。

- ① 居室・フロアの環境整備
常に清潔・不潔の区別を意識して衛生的な環境を整えることはもとより、ご利用者の個性に合わせた居室環境作りやベッドメイキングを実践します。
- ② 整理整頓
限られた収納スペースの中で効果的・効率的な整理整頓を実践します。
- ③ 各種設備の充実
老朽化する設備は適宜メンテナンスを行うことはもとより、充実した機能を持つ最適設備の導入を検討し適宜対応します。

(3) 組織体制の確立・ガバナンスの強化

経営理念の実現という目的を達成する為にはしっかりと土台作りが必要不可欠です。その土台となる組織体制を盤石なものにするべく、以下の項目を実践します。

- ① 経営理念・運営方針の浸透
経営理念の意味やそこに込められた想い、運営方針の意味を理解して、その理念・方針の下で行動できるようにします。
- ② 法令遵守
事業の社会的責任を自覚して関係法令の遵守を実践します。
- ③ 多職種連携及び医療機関との連携
情報共有を密にして各専門職種が連携して目的達成の為に一丸となれるよう実践します。また、医療機関との連携構築に努めます。

④ 各種委員会活動

ご利用者処遇の課題や事業所の課題に対して、意見交換の上で業務標準化・業務効率化を含め最善の対応ができるよう充実した各種委員会活動を実践します。

(4) 人材育成とその確保

経営の質を高める・サービスの質を高めるには「人」なくしては成り立ちません。また、人が育つためのシステムを構築することも重要であり人を確保する為の施策も重要となります。人材育成とその確保に向けて以下の項目を実践します。

① 人材育成教育

採用職員に対する研修、教育を計画的かつ効率的に行います。また、その研修、教育については、OJT ではなく就業前に実施します。その他、人材育成に繋がる様々な研修に積極的に参加します。

② 人事考課システムの運用

職員のやりがい・働き甲斐といったモチベーションアップに繋がるような人事考課システムを運用します。

③ 各種技術の向上・資格取得支援

向上心を持って専門的な知識や技術の習得を目指す職場風土作りに努めるとともに、資格取得に対する支援を充実させて、資格取得を奨励します。

④ 福利厚生の実施

働きやすい職場環境作りの一環として福利厚生の実施に努めます。

⑤ メンタルケアの実施

精神的負担が大きい業務であることを踏まえて、ストレスチェックの実施等、職員のメンタルケアを実践します。

⑥ 労務関係制度改革

労務関係制度を見直し職員の待遇改善に向けて取り組みます。

⑦ 労働環境の整備

労働環境を見直し職員の労働負担軽減に向けて取り組みます。

(5) リスクマネジメント

健全な運営のために、リスクマネジメントは重要なテーマです。事業が永続的に継続できるよう、リスクマネジメントとして以下の項目を実践します。

① 防災対策（感染症対策含む）

災害（感染症含む）が発生した際のご利用者・職員の安全確保及び事業の存続に向けた対策を整備・構築し、万が一に備えます。

② コスト意識の向上

コスト意識を持って、無駄を排除するとともに必要な部分には必要な経費をかけます。

(6) 地域公益的活動

法人の基本方針である地域福祉の拠点施設としての地位を確立する為には、地域における公益的活動といった地域貢献や広報活動が必要となります。地域拠点施設として認められるよう以下の項目を実践します。

① 公益的活動の継続的な実施

社会福祉法人の責務とされている地域における公益的取り組みを継続実施して地域貢献を実践します。

② 情報公開

事業の情報をご家族との交流の場やホームページ等を通じて公開し透明性のある運営を実践します。

3. 重点取組

- (1) 組織力の向上
- (2) 働きやすい職場環境の整備
- (3) サービスの質の向上
- (4) 安定した運営

4. 重点取組内容

(1) 組織力の向上

- * 組織体制の確立とガバナンスの強化
- * 明確化した職責・役割分担の実効性を高める
- * 情報管理（情報伝達・共有）システムの適切・的確な運用
- * 組織を理解した行動（相互確認）の徹底
- * 役職者に対するリーダーシップ教育の実施
- * 役職者の3つの意識を高める（「問題意識」「危機意識」「当事者意識」）
- * 教育システムの点検・評価・見直し
- * 風通しのよい組織体制の構築

(2) 働きやすい職場環境の整備

- * 生産性向上に向けたシステムの構築並びに業務改善
- * 生産性向上に繋がる各種テクノロジーの導入
- * 治療と仕事の両立支援施策の構築
- * 職員の負担軽減に向けた会議等の開催
- * 衛生委員会の適切な運用

(3) サービスの質の向上

- * 口腔ケアの充実
- * 高齢者虐待防止に向けた施策の充実
- * 身体拘束適正化に向けた施策の充実
- * 医療機関との連携体制の構築並びに緊急時対応方法の充実
- * 接遇マナー・顧客意識の向上

(4) 安定した運営

- * 無理・無駄・ムラの抽出による業務改善と効率的なマンパワーの活用
- * ご利用者の体調管理による入院日数の減少
- * 退所後の速やかな新規入所案内
- * 適切な情報公開

5. 定員

100名

6. 目標稼働率

96%

$(100 \times 365 - \text{入院数} \cdot \text{外泊数} \cdot \text{退所} \Rightarrow \text{入所間の空床数}) \div (100 \times 365)$

7. 標準的な一日の流れ

出来る限りご利用者個々の生活リズムに合わせたサービスを提供します。

6：00～起床・更衣

7：00～洗顔・整容

7：40～朝食～口腔ケア～排泄

9：30～余暇活動・水分補給

※（シーツ交換・清掃・各種クラブ活動・入浴など）

11：00～ラジオ体操・昼食の準備

12：00～昼食～口腔ケア～排泄

14：30～おやつ

水分補給

排泄介助

余暇活動

※（各種クラブ活動・入浴など）

16：30～ラジオ体操～

16：55～申し送り

17：00～夕食準備

18：00～夕食～口腔ケア～排泄～更衣～臥床

20：00～排泄・巡回

21：00～消灯

22：30～巡回

0：00～排泄・巡回

2：30～巡回

4：00～排泄

8. 施設行事

ご利用者に豊かな生活を送っていただけることを目的として、以下の行事を開催します。

【 年間計画（大きなイベント） 】

季節を感じ、五感を刺激できるような行事やイベントを企画し提供します。

月	イベント名	内容・目的
4月	花見大会	桜を鑑賞し春の訪れを感じていただきます。
7月	そうめん流し	梅雨明けのさわやかな空の下で季節を楽しんでいただきます。
8月	花火大会	利用者、家族、地域住民が交流できる一大イベントであり、夏の夜空に咲く花火に、涼しさを味わっていただきます。
9月	敬老会	ご利用者へ敬意を表し長寿のお祝いをします。
10月	地方祭見物	地方祭見物を実施して太鼓台の雄々しさを感じていただきます。
12月	餅つき大会	年の瀬を感じ、お餅に舌鼓をうっていただきます。
1月	初詣	新しい年を皆で祝い、一年の健康を祈願します
2月	節分	豆まきを実施して季節を感じていただきます。
3月	ひな祭り	伝統行事を楽しみ抹茶やお菓子など風情を楽しんでいただきます。

【 月間計画 】

定例行事として各種サービスを提供します。

内容	開催時期
散髪	第一金曜日 （希望者のみ）
買い物代行	第二・第四火曜日 （希望者のみ）
誕生会	原則、ご利用者の誕生日当日

【 サークル活動一覧 】

余暇活動の時間を利用して各種サークル活動を提供します。

書道・図工・カラオケ・レクリエーション・茶話会・散歩・ドライブ

【 その他 】

ご利用者の健康管理・安全管理・その他の催しとして実施します。

内容	開催時期
B C P 訓練	年に 1 回
感染症対応訓練	年に 1 回
避難訓練	年に 4 回（火災 2 ・地震津波 1 ・不審者侵入 1）
家族の集い	年に 1 回（6 月頃）
予防接種	年に 1 回（流行期）
定期健康診断	年に 1 回（6 月～7 月）

9. 職員配置

主な職員の配置状況

職種	常勤換算後	指定基準
施設長	1 名	1 名
副施設長	1 名	なし
介護職員	4 3 名以上	4 0 名
看護職員	5 名以上	3 名
生活相談員	2 名以上	2 名
介護支援専門員	1 名以上	1 名
機能訓練指導員	1 名以上	1 名
医師（嘱託）	非常勤 5 名以上	必要数
管理栄養士	1 名以上	1 名
事務職員	1 名以上	なし

10. 各種委員会・職員会議

サービスの質の向上に向けた情報共有や検討を様々な委員会活動等で実践します。

会議名	内容	開催頻度
特養・ショート運営会	サービスの質の向上や職員の負担軽減に繋がる業務改善等の重要案件について各部署の責任者が集い検討	月1回（第2木曜）
入所検討委員会	入所申請者の入所順位を法人職員、第三者を交えて検討	6・9・12・3月
衛生委員会	労働者の安全・衛生に関して、労働者側・使用者側に産業医・社会保険労務士を交えて検討し法人に上申	月1回
医療的ケア対策委員会	喀痰吸引等の介護職員に認められる医療行為に関する検討	4・10月
感染症対策委員会	感染症に関わる事項の情報共有及び対策の検討	6・9・12・3月
身体拘束適正化委員会	身体拘束に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
虐待防止委員会	高齢者虐待に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
事故防止委員会	事故防止に関わる事項の情報共有及び対策の検討	4・7・10・1月
褥瘡対策委員会	褥瘡予防に関わる事項の情報共有及び対策の検討	4・7・10・1月
給食委員会	食事サービスの向上を目指して各種改善策等の検討	月1回（第1水曜）
ノーリフトケア推進委員会	職員の腰痛予防に向けたケア方法について検討	随時
広報委員会	ご家族・地域住民に向けた情報発信として、広報誌・ホームページ等の広報活動について検討	4・7・10・1月
グループ会	各部署・各グループ単位でのサービスの質の向上や業務改善等を所属職員にて検討	月1回
ケアカンファレンス	施設サービス計画・個別機能訓練計画・栄養ケア計画の更新時にご利用者の情報共有及び計画書原案についての検討	毎月

11. 各種研修会

職員の知識・技術の向上を目的として様々な勉強会や研修会を企画開催します。また、外部研修等にも積極的に職員を参加させスキルアップに繋がります。

※年間研修計画については「令和7年度 年間研修計画」の通り

令和7年度 年間研修計画

特別養護老人ホーム しあわせの家 ショートステイ しあわせの家

実施月	テーマ	研修概要	担当者	時間	備考
4月	理念・方針研修	事業計画説明会（理念・方針の浸透）	施設長	60分	理事長出席
5月	虐待防止 食事関連	高齢者虐待の基本と権利擁護意識の向上 適切なトロミの使用法	当該委員会 森永クリニック	30分 30分	
6月	感染症対策 研究発表	BCP計画における感染症発生時の対応 テーマは担当者が決定	当該委員会 Aグループ	30分 30分	
7月	事故防止 身体拘束適正化	事件事例を通したリスクマネジメント 身体拘束廃止に向けた啓発	当該委員会 当該委員会	30分 30分	
8月	外部研修報告	外部研修で得た知識のフィードバック	研修参加者	60分	
9月	看取り介護 研究発表	看取り介護の考え方（死生観等）を学ぶ テーマは担当者が決定	看護部 Dグループ	30分 30分	
10月	褥瘡対策	創傷ケアセンター出前講座	HITO病院	60分	
11月	虐待防止 研究発表	高齢者虐待の基本と権利擁護意識の向上 テーマは担当者が決定	当該委員会 Bグループ	30分 30分	
12月	感染症対策	感染症についての基本知識や対策を学ぶ	愛媛県 看護協会	60分	
1月	災害対策研修	BCP計画・福祉避難所の運営等について学ぶ とともに備蓄品を知り災害に備える	施設長 管理栄養士	60分	
2月	事故防止 研究発表	事件事例を通したリスクマネジメント テーマは担当者が決定	当該委員会 Eグループ	30分 30分	
3月	身体拘束適正化 研究発表	身体拘束廃止に向けた啓発 テーマは担当者が決定	当該委員会 Cグループ	30分 30分	
その他	外部研修 新人研修	必要に応じて適宜参加 新人職員雇用時に随時実施			

令和 7 年度
地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川
事業計画書

1. 運営方針

- (1) 入居者が居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な自分らしい暮らしを実現できるようにユニットケアを提供します。
- (2) 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場にたって入居者主体のユニットケアを提供します。
- (3) 入居者の暮らしを支援する中での最善策や働きやすい環境（仕組み）を創造できるように、職員自身の自律を目指します。
- (4) 明るく家庭的な雰囲気の中で、家族や地域との結びつきを重視した暮らしを実現できるように運営します。
- (5) 入居者、家族、地域の皆様を顧客であると理解し、顧客に対する接遇マナーを充実させ、顧客満足度を追求します。

2. 実践計画

(1) サービスの質の向上

全職員が顧客意識を強く持った中で、充実したユニットケアの提供を追求することがサービスの質の向上に繋がると考えます。ユニットケアは、入居者一人一人が望む暮らしを 24 時間軸でとらえ、それぞれの生活の流れに沿う形で必要なケアを提供するという支援方法です。それは、職員の都合が優先されることなく、入居者一人一人のペースで生活していただく中で適宜必要な支援を個別に行うということになります。具体的な支援の内容や方法等について以下に示します。

① 起床

自分の好きな時間に起きる自由があることを感じられるように支援しますので、入居者のリズムで起きていただくことが基本です。それぞれのタイミングで起きた後に、一日がスタートします。

② 身だしなみ・着替え

身だしなみについては、一般的に人と会う場面でどのようにしているかと置き換えて考えた上で、入居者の意向に沿って対応します。

③ 排泄

入居者の尊厳を守る基本的な在り方は個別対応になります。排泄リズムを把握して支援の時間や場所・用具の設定をした上で、さりげなく支援します。いかにも排泄介助をしているという一斉の対応は行いません。

④ 健康管理

入居者の標準的な状態像を客観的に把握することと、状態に変化があった時に程度を見ることを目的に定期的にバイタル測定を行います。また、様々な疾患を持たれている入居者の内服管理を適切に行うとともに必要に応じて嘱託医と連携を取りながら健康管理に努めます。

⑤ 食事

食事の場面は、入居者同士や入居者と職員の関係づくりの場となります。決して効率化だけを追い求めないように、「美味しく」「楽しく」食べることができるように支援します。そのために、入居者の意向に沿った食事内容及び食事時間への配慮や入居者の能力に応じた役割を担ってもらうことに取り組みます。

⑥ 入浴

入浴は単に清潔保持だけが目的ではなく、リラックス効果があることも理解した上で、入居者の生活リズムに合わせた希望する時間、回数で入浴ができるように支援します。

⑦ 就寝

夕食後は自由に寛いでいただきます。就寝する時間は個々で違ってくることを前提に、それぞれの入居者の生活リズムに合わせながら支援します。

⑧ 夜間見守り

職員の巡回で眠りを妨げることをないように、見守り機器を導入して入居者の睡眠の状態を確認します。また、見守り機器によって睡眠の質の分析等を行うなどして、良質な睡眠がとれるように支援します。

⑨ 接遇

入居者の尊厳を守ることに加えて、利用料をお支払いいただいている顧客であることを理解して、顧客に対して礼を失することのないような接遇マナーを徹底します。

⑩ 余暇活動・季節行事

入居者の希望する趣味活動等が個別で提供できるように企画します。季節行事については、地域と一体となって企画し希望する入居者が参加できるようにします。入居者の意向に関わりなく集団で行うレクリエーション等、家庭の中では通常行われないような企画は、希望がなければ行いません。

⑪ その他

- * 専門的な知識・技術により、口腔ケア、移動・移乗ケア、認知症ケア、褥瘡・拘縮をつくらないケアを実践します。
- * 入居者の希望に応じて看取り介護を提供します。
- * 入居者の行動を抑制するなどの身体拘束は一切行わず、身体拘束適正化を実践します。また、高齢者虐待に該当する行為についても一切行わず、高齢者虐待防止を実践します。
- * 適切な事故防止対策・感染症対策を実践します。

- * 機能訓練として、機能訓練室で行うリハビリではなく、日常の生活行為を促すことを実践します。
- * 記録にはサービス提供の証・情報共有・ケアの分析検証といった目的があるということを認識して、適切に記録を残すことを実践します。

(2) 環境整備

居室はプライベートスペースとして、共同生活室はセミプライベートスペースとして、いかにも施設らしい環境ではなく、入居者が生活の場（住まい）と感じられるような設えになるように整備します。また、入居者が快適に生活できるように衛生面においても整備します。具体的には以下の項目を実践します。

① 居室の環境整備

居室の設えについては、入居者が快適に暮らすことができるように、使い慣れた家具の持ち込みやそのレイアウト等、入居者・家族の意向を最優先して相談に応じます。

② 共同生活室の環境整備

暮らしの中心となる場所であり、入居者が寛ぐのにふさわしいテーブル・椅子・ソファ等を整備します。また、キッチンには一般家庭と同じような台所用品を備えます。

③ その他の環境整備

常に清潔・不潔の区別を意識して衛生的な環境を整えます。

④ 整理整頓

限られた収納スペースの中で効果的・効率的な整理整頓を実践します。

(3) 組織体制の確立・ガバナンスの強化

多様な価値観を持った者が集まり、一つの集団を形成して目的を達成しようとするときは、その組織体制を確立し、統治していくということは非常に大切です。そのために、以下の項目を実践します。

① 経営理念・運営方針・基本方針の浸透

経営理念の意味やそこに込められた想い、運営方針・基本方針の意味を理解して、その理念・方針の下で行動できるようにします。

② 法令遵守

事業の社会的責任を自覚して関係法令の遵守を実践します。

③ 多職種連携及び医療機関との連携

情報共有を密にして各専門職種が連携して目的達成の為に一丸となれるよう実践します。また、医療機関との連携構築に努めます。

④ 運営推進会議

運営推進会議に対し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を頂き、地域に開かれたサービスとして質の確保に努めます。

⑤ 各種委員会活動

入居者処遇の課題や事業所の課題に対して、意見交換の上で業務標準化・業務効率化を含め最善の対応ができるよう充実した各種委員会活動を実践します。

(4) 人材育成とその確保

経営の質を高める・サービスの質を高めるには「人」なくしては成り立ちません。また、人が育つためのシステムを構築することも重要であり人を確保する為の施策も重要となります。人材育成とその確保に向けて以下の項目を実践します。

① 人材育成教育

採用職員に対する研修、教育を計画的かつ効率的に行います。また、その研修、教育については、OJT ではなく就業前に実施します。その他、人材育成に繋がる様々な研修に積極的に参加します。

② 人事考課システムの運用

職員のやりがい・働き甲斐といったモチベーションアップに繋がるような人事考課システムを運用します。

③ 資格取得支援

向上心を持って専門的な知識や技術の習得を目指す職場風土作りに向けて、資格取得に対する支援を充実させて、資格取得を奨励します。

④ 福利厚生の実施

働きやすい職場環境作りの一環として福利厚生の実施に努めます。

⑤ メンタルケアの実施

精神的負担が大きい業務であることを踏まえたメンタルケアを実践します。

⑥ 労務関係制度改革

労務関係制度を見直し職員の待遇改善に向けて取り組みます。

(5) リスクマネジメント

健全な運営のために、リスクマネジメントは重要なテーマです。事業が永続的に継続できるよう、リスクマネジメントとして以下の項目を実践します。

① 防災対策（感染症対策含む）

災害（感染症含む）が発生した際の入居者・職員の安全確保及び事業の存続に向けた対策を整備・構築し、万が一に備えます。

② コスト意識の向上

コスト意識を持って、無駄を排除するとともに必要な部分には必要な経費をかけます。

(6) 地域公益的活動

地域密着型介護老人福祉施設として、地域との密な関わりを求められます。また、社会福祉法人においても地域における公益的活動といった地域貢献や広報活動が求められます。それを踏まえて、以下の項目を実践します。

① 公益的活動の実施

社会福祉法人の責務とされている地域における公益的取り組みを企画したり、地域の行事に積極的に参加します。

② 情報公開

事業の情報をご家族との交流の場やホームページ等を通じて公開し透明性のある運営を実践します。

3. 重点取組

- (1) 組織総合力の強化
- (2) 働きやすい職場環境の整備
- (3) サービスの質の向上（顧客ニーズを踏まえた個別対応力の向上）
- (4) サービスの質の向上（緊急体制等の整備）

4. 重点取組内容

- (1) 組織総合力の強化
 - * 経営理念・運営方針・基本方針に基づく行動ができる。
 - * 役職者に対するリーダーシップ教育の実施
 - * 役職者の3つの意識を高める（「問題意識」「危機意識」「当事者意識」）
 - * ボトムアップの場面を増やす（リーダー会等の場を活用）
 - * 風通しのよい組織体制の構築
- (2) 働きやすい職場環境の整備
 - * 生産性向上に向けたシステムの構築並びに業務改善
 - * 治療と仕事の両立支援施策の構築
 - * 職員の負担軽減に向けた会議等の開催
 - * ハラスメント対策強化
 - * 衛生委員会の適切な運用
- (3) サービスの質の向上（顧客ニーズを踏まえた個別対応力の向上）
 - * 24時間シーツの更なる充実
 - * スタッフのアドボカシー（代弁）能力の向上（顧客ニーズの汲み取り）
 - * 個別性を尊重した支援（食事・入浴・排泄・社会活動参加等）
 - * レクリエーション・趣味活動の充実
 - * 食の充実（疾病・嗜好と栄養のバランス）
 - * 様々な疾病に応じた適切な支援
 - * 認知症介護のスキルアップ
 - * ホスピタリティの精神を発揮した接遇の推進
 - * 無理・無駄・ムラの抽出による業務改善とそれに伴う効率的なマンパワーの活用
- (4) サービスの質の向上（緊急体制等の整備）
 - * 医療機関との連携体制の構築並びに緊急時対応方法の充実

5. 定員

29名（3ユニット）

		一会ユニット	9名	(2階東)
一笑ユニット	10名	(3階西)	一福ユニット	10名 (3階東)

6. 目標稼働率

96%

$(29 \times 365 - \text{入院数} \cdot \text{外泊数} \cdot \text{退居} \Rightarrow \text{入居間の空床数}) \div (29 \times 365)$

7. 一日の流れ

入居者の生活リズムにそって支援しますので、予め時間が決まっている生活行為はありません。ただし、食事については衛生管理上、調理して2時間以内の喫食が必要となります。

8. 施設行事

入居者に豊かな生活を送っていただけることを目的として、様々な行事を企画して案内します。入居者の意向があれば開催します。

※各種感染症の状況によって判断します。

【 年間計画（大きなイベント） 】

季節を感じ、五感を刺激できるような行事やイベントを企画し提供します。

月	イベント名	内容・目的
4月	お花見	桜を鑑賞し春の訪れを感じていただきます。
7月	そうめん流し	梅雨明けのさわやかな空の下で季節を楽しんでいただきます。
9月	敬老会	入居者へ敬意を表し長寿のお祝いをします。
10月	地方祭見物	各地区の地方祭見物で秋の訪れを感じていただきます。
11月	文化祭	秋を満喫できる内容を企画します。
12月	忘年会	年の瀬を感じることができる内容を企画します。
1月	初詣	新しい年を祝い、一年の健康を祈願します
2月	節分	豆まきを実施して季節を感じていただきます。

【 月間計画 】

適宜企画して案内します。

【 サークル活動一覧 】

書道・図工・カラオケ・レクリエーション・茶話会・散歩・ドライブ

※参加の意向がある入居者の方に適宜参加していただきます。

【 その他 】

入居者の健康管理・安全管理・その他の催しとして実施します。

内容	開催頻度
散髪	ご希望に応じて実施します（訪問理容）
買い物代行	適宜実施します。
誕生会	原則、ご入居者の誕生日当日
避難訓練	年に4回
BCP 訓練・感染症訓練	年に各2回（両訓練を兼ねて実施する場合あり）
予防接種	年に1回（流行期）
定期健康診断	年に1回（6月～7月）

9. 職員配置

主な職員の配置状況

職種	常勤換算後	指定基準
施設長	1名	1名
統括長	1名	なし
介護職員	20名以上	14名
看護職員	2名以上	1名
生活相談員	1名以上	1名
介護支援専門員	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名	1名
管理栄養士	1名	1名
医師（嘱託）	非常勤2名	必要数
事務職員	1名	なし

10. 各種委員会・職員会議

サービスの質の向上に向けた情報共有や検討を様々な委員会活動等で実践します。

会議名	内容	開催頻度
リーダー会議	サービスの質の向上や職員の負担軽減に繋がる業務改善等の重要案件について各リーダー・専門職が集い検討	月1回（第2水曜）
運営推進会議	入居者・家族・地域住民・関係機関から構成される会議で、施設のサービスを明らかにして質の確保・向上を図る	2月毎（偶数月）
ユニットミーティング	各ユニット単位でのサービスの質の向上や業務改善等を所属職員にて検討	月1回
感染症対策委員会	感染症に関わる事項の情報共有及び対策の検討	6・9・12・3月
身体拘束適正化委員会	身体拘束に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
虐待防止委員会	虐待防止に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
事故防止委員会	事故防止に関わる事項の情報共有及び対策の検討	6・9・12・3月
褥瘡対策委員会	褥瘡予防に関わる事項の情報共有及び対策の検討	4・7・10・1月
給食委員会	食事サービスの向上を目指して各種改善策等の検討	月1回（第1水曜）
ケアカンファレンス	地域密着型施設サービス計画・栄養ケア計画の更新時に入居者の情報共有及び計画書原案についての検討	毎月
入居検討委員会	入居申請者の入居順位を法人職員、第三者を交えて検討 豊岡施設と一体的に開催	6・9・12・3月
衛生委員会	労働者の安全・衛生に関して、労働者側・使用者側に産業医・社会保険労務士を交えて検討し法人に上申。豊岡開催	月1回（第4水曜）
広報委員会	ご家族・地域住民に向けた情報発信として、広報誌・ホームページ等の広報活動について検討。豊岡開催	6・9・12・3月
ノーリフト推進委員会	職員の労働環境の改善（腰痛予防）並びにご利用者の安全のために抱えない介護導入に向けた施策の検討を行う。豊岡開催	適宜

1 1. 各種研修会

職員の知識・技術の向上を目的として様々な勉強会や研修会を企画開催します。また、外部研修等にも積極的に職員を参加させスキルアップに繋がります。

※年間研修計画については「令和 7 年度年間集合研修計画」及び「令和 7 年度年間オンライン研修」の通り

令和 7 年度 年間集合研修計画

地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川

実施月	テーマ	研修概要	担当者	時間	備考
4 月	理念・方針研修	事業計画説明会（理念・方針の浸透）	施設長 統括長	60分	理事長出席
5 月					
6 月	研究発表 研究発表	テーマは担当者が決定 テーマは担当者が決定	一期の家 事務所	60分	
7 月					
8 月	研究発表 研究発表	テーマは担当者が決定 テーマは担当者が決定	一会の家 看護	60分	
9 月					
10 月	感染症対策	感染症の基本知識習得 1（対応訓練兼ねる）	外部講師	60分	
11 月					
12 月	研究発表 人材育成	テーマは担当者が設定 テーマは担当者が設定	一笑の家 統括長	60分	
1 月					
2 月	研究発表 人材育成	テーマは担当者が設定 テーマは担当者が設定	一福の家 施設長	60分	
3 月					
その他	外部研修 新人研修	必要に応じて適宜参加（外部講師依頼含む） 新人雇用時に 1 週間の研修実施			

令和7年度 年間オンライン研修計画

地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川

実施月	研修内容	使用媒体	動画時間	備考
4月	倫理、法令遵守、接遇に関する研修	DM-study	約16分	
5月	高齢者虐待の防止、身体拘束等の適正化のための研修①	DM-study	約17分	
6月	感染症、食中毒の予防、まん延の防止に関する研修①	DM-study	約19分	
7月	事故の発生などの緊急時の対応に関する研修	DM-study	約19分	
8月	事故発生の防止のための研修①	DM-study	約23分	
9月	プライバシーの保護に関する研修	DM-study	約8分	
10月	介護予防、要介護度進行予防、褥瘡対策に関する研修	DM-study	約21分	
11月	看取りケア、精神的ケアに関する研修	DM-study	約11分	
12月	非常災害時の対応に関する研修	DM-study	約20分	
1月	ハラスメント防止に係る研修	DM-study	約12分	
2月	高齢者虐待の防止、身体拘束等の適正化のための研修②	DM-study	約18分	
3月	事故発生の防止のための研修②	DM-study	約18分	
【オンライン研修の流れ】 1 テーマ2本の動画があります。動画①視聴 ⇒ 確認テスト ⇒ 動画②視聴 ⇒ レポート提出 ⇒ 終了				

令和7年度

ショートステイ しあわせの家 事業計画書

1. 運営方針

ご利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができることはもとより、在宅介護に携わっているご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたホスピタリティの精神を発揮したサービスを提供することで経営理念の実現を目指します。

2. 実践計画

(1) サービスの質の向上

法人の基本方針であるご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたサービス提供によって信頼を得るためには各種サービスの質を向上させなければなりません。サービスの質を向上させるべく以下の項目を実践します。

- ① 食事ケア
美味しく食事を楽しめることを実現できるよう充実した食事ケアを実践します。
- ② 口腔ケア
口腔機能が健康に与える影響が大きいことを認識して、専門的な知識の基にご利用者に応じた適切な口腔ケアを実践します。
- ③ 排泄ケア
プライバシーに関わる行為であることを自覚し、高い倫理観を持ちながら、ご利用者個々の排泄状況アセスメントに基づいた適切な排泄ケアを実践します。
- ④ 入浴ケア
入浴は単に清潔保持だけが目的ではなく、リラックス効果があることも理解した上で、ご利用者の状況に応じた適切な入浴ケアを実践します。
- ⑤ 移乗・移動ケア
ご利用者の安全・安心の為に、専門的な知識・技術の習得に努めることはもとより、最適の福祉用具を有効に活用し充実した移乗・移動ケアを実践します。
- ⑥ 認知症ケア
認知症であっても、不安なく心穏やかに生活できるよう、専門的な知識の習得に努め、適切な認知症ケアを実践します。
- ⑦ 褥瘡・拘縮をつくらないケア
ご利用者の身体状況に応じて、専門的な知識に基づいたポジショニング・シーティングに取り組み、褥瘡・拘縮をつくらないケアを実践します。
- ⑧ 整容・身だしなみに配慮したケア
ご利用者が快適に生活できるように清潔保持に努めるなど、整容や身だしなみに配慮したケアを実践します。
- ⑨ 看取り介護
ご利用者のニーズに応じて支援体制が整う場合には、ご利用者・ご家族が望む看取り介護を実践します。
- ⑩ 睡眠支援
ご利用者が良質な睡眠がとれるよう寝具等の整備や、身体状況に応じて専門的な知識の習得に努め適切な支援をします。
- ⑪ ご利用者の尊厳を守る対人援助技術・接遇マナー
福祉職として必要な対人援助技術の向上及びご利用者に対する接遇マナーの向上に努め、ご利用者の尊厳を守る支援を実践します。

- ⑫ 身体拘束廃止
ご利用者の尊厳を守ることを念頭に行動を抑制するなどの身体拘束は一切行わず身体拘束廃止を実践します。
- ⑬ 高齢者虐待防止
権利擁護の意識を持って、高齢者虐待に該当する行為を一切行わず、高齢者虐待防止を実践します。
- ⑭ 個別性に配慮した余暇活動
生活にハリが持てて生きがい支援に繋がるよう、適切なアセスメントに基づきご利用者のニーズに応じた余暇活動を企画し実践します。
- ⑮ 機能訓練
日常生活行為の中での機能訓練という考えのもとで、廃用性機能低下を防ぐ支援をします。
- ⑯ 健康管理
ご利用者の変化をいち早く察知できるよう観察力の向上に努め、変化に応じた適切な対応を実践します。また、様々な慢性疾患を持たれているご利用者の内服管理を適切に実践します。
- ⑰ 感染症対策
集団という環境下において感染症が発症すると蔓延する可能性が高いことを認識して、適切に感染症対策を実践します。
- ⑱ 事故防止対策
ご利用者の生活を抑制することなく安心して安全に生活できるよう、適切に事故防止対策を実践します。
- ⑲ 各種記録
記録にはサービス提供の証・情報共有・ケアの分析検証といった目的があるということを認識して、適切に記録を残すことを実践します。
- ⑳ 送迎
安全に配慮し適切な運転技術・運転マナーによりご利用者が安心できる送迎を実施します。

(2) 環境整備

居室・フロアを衛生的な環境に整えることはもとより、最適の設備を整備するなど、ご利用者が快適に生活できるように以下の項目を実践します。

- ① 居室・フロアの環境整備
常に清潔・不潔の区別を意識して衛生的な環境を整えることはもとより、ご利用者の個性に合わせた居室環境作りやベッドメイキングを実践します。
- ② 整理整頓
限られた収納スペースの中で効果的・効率的な整理整頓を実践します。
- ③ 各種設備の充実
老朽化する設備は適宜メンテナンスを行うことはもとより、充実した機能を持つ最適設備の導入を検討し適宜対応します。

(3) 組織体制の確立・ガバナンスの強化

経営理念の実現という目的を達成する為にはしっかりと土台作りが必要不可欠です。その土台となる組織体制を盤石なものにするべく、以下の項目を実践します。

- ① 経営理念・運営方針の浸透
経営理念の意味やそこに込められた想い、運営方針の意味を理解して、その理念・方針の下で行動できるようにします。

- ② 法令遵守
事業の社会的責任を自覚して関係法令の遵守を実践します。
- ③ 多職種連携及び関係機関との連携
情報共有を密にして各専門職種が連携して目的達成の為に一丸となれるよう実践します。また、市内の各居宅介護支援事業所及び医療機関との連携構築に努めます。
- ④ 各種委員会活動
ご利用者処遇の課題や事業所の課題に対して、意見交換の上で業務標準化・業務効率化を含め最善の対応ができるよう充実した各種委員会活動を実践します。

(4) 人材育成とその確保

経営の質を高める・サービスの質を高めるには「人」なくしては成り立ちません。また、人が育つためのシステムを構築することも重要であり人を確保する為の施策も重要となります。人材育成とその確保に向けて以下の項目を実践します。

- ① 人材育成教育
採用職員に対する研修、教育を計画的かつ効率的に行います。また、その研修、教育については、OJT ではなく就業前に実施します。その他、人材育成に繋がる様々な研修に積極的に参加します。
- ② 人事考課システムの運用
職員のやりがい・働き甲斐といったモチベーションアップに繋がるような人事考課システムを運用します。
- ③ 各種技術の向上・資格取得支援
向上心を持って専門的な知識や技術の習得を目指す職場風土作りに努めるとともに、資格取得に対する支援を充実させて、資格取得を奨励します。
- ④ 福利厚生の充実
働きやすい職場環境作りの一環として福利厚生の充実に努めます。
- ⑤ メンタルケアの充実
精神的負担が大きい業務であることを踏まえて、ストレスチェックの実施等、職員のメンタルケアを実践します。
- ⑥ 労務関係制度改革
労務関係制度を見直し職員の待遇改善に向けて取り組みます。
- ⑦ 労働環境の整備
労働環境を見直し職員の労働負担軽減に向けて取り組みます。

(5) リスクマネジメント

健全な運営のために、リスクマネジメントは重要なテーマです。事業が永続的に継続できるよう、リスクマネジメントとして以下の項目を実践します。

- ① 防災対策（感染症対策含む）
災害（感染症含む）が発生した際のご利用者・職員の安全確保及び事業の存続に向けた対策を整備・構築し、万が一に備えます。
- ② コスト意識の向上
コスト意識を持って、無駄を排除するとともに必要な部分には必要な経費をかけます。

3. 重点取組

- (1) 組織力の向上
- (2) 働きやすい職場環境の整備
- (3) サービスの質の向上
- (4) 安定した運営

4. 重点取組内容

(1) 組織力の向上

- * 組織体制の確立とガバナンスの強化
- * 明確化した職責・役割分担の実効性を高める
- * 情報管理（情報伝達・共有）システムの適切・的確な運用
- * 組織を理解した行動（相互確認）の徹底
- * 役職者に対するリーダーシップ教育の実施
- * 役職者の3つの意識を高める（「問題意識」「危機意識」「当事者意識」）
- * 教育システムの点検・評価・見直し
- * 風通しのよい組織体制の構築

(2) 働きやすい職場環境の整備

- * 生産性向上に向けたシステムの構築並びに業務改善
- * 生産性向上に繋がる各種テクノロジーの導入
- * 治療と仕事の両立支援施策の構築
- * 職員の負担軽減に向けた会議等の開催
- * 衛生委員会の適切な運用

(3) サービスの質の向上

- * 口腔ケアの充実
- * 高齢者虐待防止に向けた施策の充実
- * 身体拘束適正化に向けた施策の充実
- * 医療機関との連携体制の構築並びに緊急時対応方法の充実
- * 接遇マナー・顧客意識の向上

(4) 安定した運営

- * 無理・無駄・ムラの抽出による業務改善と効率的なマンパワーの活用
- * 適切な情報公開
- * 居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換
- * サービス担当者会への参加
- * 法人内他居宅サービス事業所との連携

5. 定員

20名

6. 目標稼働率

定員に対して空床の利用を含む利用総数が100%以上

7. 標準的な一日の流れ

出来る限りご利用者個々の生活リズムに合わせたサービスを提供します。

6:00～起床・更衣

7:00～洗顔・整容

7:40～朝食～口腔ケア～排泄

9:30～余暇活動・水分補給

※（シーツ交換・清掃・各種クラブ活動・入浴など）

11:00～ラジオ体操・昼食の準備

12:00～昼食～口腔ケア～排泄

14:30～おやつ・水分補給

排泄介助

余暇活動

※（各種クラブ活動・入浴など）

16:30～ラジオ体操～

16:55～申し送り

17:00～夕食準備

18:00～夕食～口腔ケア～排泄～更衣～臥床

20:00～排泄・巡回

21:00～消灯

22:30～巡回

0:00～排泄・巡回

2:30～巡回

4:00～排泄

8. 施設行事

ご利用者に豊かな生活を送って頂けることを目的として、以下の行事を開催します。

【 年間計画（大きなイベント） 】

季節を感じ、五感を刺激できるような行事やイベントを企画し提供します。

月	イベント名	内容・目的
4月	花見大会	桜を鑑賞し春の訪れを感じていただきます。
7月	そうめん流し	梅雨明けのさわやかな空の下で季節を楽しんでいただきます。
8月	花火大会	利用者、家族、地域住民が交流できる一大イベントであり、夏の夜空に咲く花火に、涼しさを味わっていただきます。
9月	敬老会	ご利用者へ敬意を表し長寿のお祝いをします。
10月	地方祭見物	地方祭見物を実施して太鼓台の雄々しさを感じていただきます。
12月	餅つき大会	年の瀬を感じ、餅にも舌鼓をうっていただきます。

1月	初詣	新しい年を皆で祝い、一年の健康を祈願します
2月	節分	豆まきを実施して季節を感じていただきます。
3月	ひな祭り	伝統行事を楽しみ抹茶やお菓子など風情を楽しんでいただきます。

【 月間計画 】

定例行事として各種サービスを提供します。

内容	開催時期
散髪	第一金曜日（希望者のみ）
買い物代行	第二・第四火曜日（希望者のみ）
誕生会	原則、ご利用者の誕生日当日

【 サークル活動一覧 】

余暇活動の時間を利用して各種サークル活動を提供します。

書道・図工・カラオケ・レクリエーション・茶話会・散歩・ドライブ

【 その他 】

ご利用者の健康管理・安全管理・その他の催しとして実施します。

内容	開催時期
B C P 訓練	年に1回
感染症対応訓練	年に1回
避難訓練	年に4回（火災2・地震津波1・不審者侵入1）

9. 職員配置

主な職員の配置状況

職種	常勤換算後	指定基準
施設長	1名	1名
副施設長	1名	なし
介護職員	43名以上	40名
看護職員	5名以上	3名
生活相談員	2名以上	2名
介護支援専門員	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名以上	1名
医師（嘱託）	非常勤5名以上	必要数
管理栄養士	1名以上	1名
事務職員	1名以上	なし

10. 各種委員会・職員会議

サービスの質の向上に向けた情報共有や検討を様々な委員会活動等で実践します。

会議名	内容	開催頻度
特養・ショート運営会	サービスの質の向上や職員の負担軽減に繋がる業務改善等の重要案件について各部署の責任者が集い検討	月1回（第2木曜）
衛生委員会	労働者の安全・衛生に関して、労働者側・使用者側に産業医・社会保険労務士を交えて検討し法人に上申	月1回
医療的ケア対策委員会	喀痰吸引等の介護職員に認められる医療行為に関する検討	4・10月
感染症対策委員会	感染症に関わる事項の情報共有及び対策の検討	6・9・12・3月
身体拘束適正化委員会	身体拘束に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
虐待防止委員会	高齢者虐待に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
事故防止委員会	事故防止に関わる事項の情報共有及び対策の検討	4・7・10・1月
褥瘡対策委員会	褥瘡予防に関わる事項の情報共有及び対策の検討	4・7・10・1月
給食委員会	食事サービスの向上を目指して各種改善策等の検討	月1回（第1水曜）
ノーリフトケア推進委員会	職員の腰痛予防に向けたケア方法について検討	随時
広報委員会	ご家族・地域住民に向けた情報発信として、広報誌・ホームページ等の広報活動について検討	4・7・10・1月
グループ会	各部署・各グループ単位でのサービスの質の向上や業務改善等を所属職員にて検討	月1回
ケアカンファレンス	居宅サービス計画・短気入所計画の更新時にご利用者の身体状況等についての情報共有及び計画書原案についての検討	毎月

11. 各種研修会

職員の知識・技術の向上を目的として様々な勉強会や研修会を企画開催します。また、外部研修等にも積極的に職員を参加させスキルアップに繋がります。

※年間研修計画については「令和7年度 年間研修計画」の通り

令和7年度 年間研修計画

特別養護老人ホーム しあわせの家 ショートステイ しあわせの家

実施月	テーマ	研修概要	担当者	時間	備考
4月	理念・方針研修	事業計画説明会（理念・方針の浸透）	施設長	60分	理事長出席
5月	虐待防止 食事関連	高齢者虐待の基本と権利擁護意識の向上 適切なトロミの使用方法	当該委員会 森永クリニック	30分 30分	
6月	感染症対策 研究発表	BCP計画における感染症発生時の対応 テーマは担当者が決定	当該委員会 Aグループ	30分 30分	
7月	事故防止 身体拘束適正化	事故事例を通したリスクマネジメント 身体拘束廃止に向けた啓発	当該委員会 当該委員会	30分 30分	
8月	外部研修報告	外部研修で得た知識のフィードバック	研修参加者	60分	
9月	看取り介護 研究発表	看取り介護の考え方（死生観等）を学ぶ テーマは担当者が決定	看護部 Dグループ	30分 30分	
10月	褥瘡対策	創傷ケアセンター出前講座	HITO病院	60分	
11月	虐待防止 研究発表	高齢者虐待の基本と権利擁護意識の向上 テーマは担当者が決定	当該委員会 Bグループ	30分 30分	
12月	感染症対策	感染症についての基本知識や対策を学ぶ	愛媛県 看護協会	60分	
1月	災害対策研修	BCP計画・福祉避難所の運営等について学ぶ とともに備蓄品を知り災害に備える	施設長 管理栄養士	60分	
2月	事故防止 研究発表	事故事例を通したリスクマネジメント テーマは担当者が決定	当該委員会 Eグループ	30分 30分	
3月	身体拘束適正化 研究発表	身体拘束廃止に向けた啓発 テーマは担当者が決定	当該委員会 Cグループ	30分 30分	
その他	外部研修 新人研修	必要に応じて適宜参加 新人職員雇用時に随時実施			

令和 7 年度
ショートステイ しあわせの家寒川
事業計画書

1. 運営方針

- (1) 利用者が居宅における生活と利用後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な自分らしい暮らしを実現できるように、また、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるようユニットケアを提供します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者主体のユニットケアを提供します。
- (3) 利用者の暮らしを支援する中での最善策や働きやすい環境（仕組み）を創造できるように、職員自身の自律を目指します。
- (4) 明るく家庭的な雰囲気の中で、家族や地域との結びつきを重視した暮らしを実現できるように運営します。
- (5) 利用者、家族、地域の皆様を顧客であると理解し、顧客に対する接遇マナーを充実させ、顧客満足度を追求します。

2. 実践計画

(1) サービスの質の向上

全職員が顧客意識を強く持った中で、充実したユニットケアの提供を追求することがサービスの質の向上に繋がると考えます。ユニットケアは、利用者一人一人が望む暮らしを 24 時間軸でとらえ、それぞれの生活の流れに沿う形で必要なケアを提供するという支援方法です。それは、職員の都合が優先されることなく、利用者一人一人のペースで生活していただく中で適宜必要な支援を個別に行うということになります。具体的な支援の内容や方法等について以下に示します。

① 起床

自分の好きな時間に起きる自由があることを感じられるように支援しますので、利用者のリズムで起きていただくことが基本です。それぞれのタイミングで起きた後に、一日がスタートします。

② 身だしなみ・着替え

身だしなみについては、一般的に人と会う場面でどのようにしているかと置き換えて考えた上で、利用者の意向に沿って対応します。

③ 排泄

利用者の尊厳を守る基本的な在り方は個別対応になります。排泄リズムを把握して支援の時間や場所・用具の設定をした上で、さりげなく支援します。いかにも排泄介助をしているという一斉の対応は行いません。

④ 健康管理

利用者の標準的な状態像を客観的に把握することと、状態に変化があった時に程度を見ることを目的に定期的にバイタル測定を行います。また、様々な疾患を持たれている利用者の内服管理を適切に行うとともに必要に応じて嘱託医並びにかかりつけ医と連携を取りながら健康管理に努めます。

⑤ 食事

食事の場面は、利用者同士や利用者と職員の関係づくりの場となります。決して効率化だけを追い求めないように、「美味しく」「楽しく」食べることができるように支援します。そのために、利用者の意向に沿った食事内容及び食事時間への配慮や利用者の能力に応じた役割を担ってもらうことに取り組みます。

⑥ 入浴

入浴は単に清潔保持だけが目的ではなく、リラックス効果があることも理解した上で、利用者の生活リズムに合わせた希望する時間、回数で入浴ができるように支援します。

⑦ 就寝

夕食後は自由に寛いでいただきます。就寝する時間は個々で違ってくることを前提に、それぞれの利用者の生活リズムに合わせながら支援します。

⑧ 夜間見守り

職員の巡回で眠りを妨げることをないように、見守り機器を導入して利用者の睡眠時の状態を確認します。また、見守り機器によって睡眠の質の分析等を行うなどして、良質な睡眠がとれるように支援します。

⑨ 接遇

利用者の尊厳を守ることに加えて、利用料をお支払いいただいている顧客であることを理解して、顧客に対して礼を失することのないような接遇マナーを徹底します。

⑩ 余暇活動・季節行事

利用者の希望する趣味活動等が個別で提供できるように企画します。季節行事については、地域と一体となって企画し希望する利用者が参加できるようにします。利用者の意向に関わりなく集団で行うレクリエーション等、家庭の中では通常行われないような企画は、希望がなければ行いません。

⑪ その他

- * 専門的な知識・技術により、口腔ケア、移動・移乗ケア、認知症ケア、褥瘡・拘縮をつくらないケアを実践します。
- * ご利用者のニーズに応じて支援体制が整う場合には、ご利用者・ご家族が望む看取り介護を実践します。
- * 利用者の行動を抑制するなどの身体拘束は一切行わず、身体拘束適正化を実践します。また、高齢者虐待に該当する行為についても一切行わず、高齢者虐待防止を実践します。
- * 適切な事故防止対策・感染症対策を実践します。

- * 機能訓練として、機能訓練室で行うリハビリではなく、日常の生活行為を促すことを実践します。
- * 記録にはサービス提供の証・情報共有・ケアの分析検証といった目的があるということを認識して、適切に記録を残すことを実践します。

（２）環境整備

居室はプライベートスペースとして、共同生活室はセミプライベートスペースとして、いかにも施設らしい環境ではなく、利用者が生活の場（住まい）と感じられるような設えになるように整備します。また、利用者が快適に生活できるように衛生面においても整備します。具体的には以下の項目を実践します。

- ① 居室の環境整備
居室の設えについては、利用者が快適に暮らすことができるように、使い慣れた家具の持ち込みやそのレイアウト等、利用者・家族の意向を最優先して相談に応じます。
- ② 共同生活室の環境整備
暮らしの中心となる場所であり、利用者が寛ぐのにふさわしいテーブル・椅子・ソファ等を整備します。また、キッチンには一般家庭と同じような台所用品を備えます。
- ③ その他の環境整備
常に清潔・不潔の区別を意識して衛生的な環境を整えます。
- ④ 整理整頓
限られた収納スペースの中で効果的・効率的な整理整頓を実践します。

（３）組織体制の確立・ガバナンスの強化

多様な価値観を持った者が集まり、一つの集団を形成して目的を達成しようとするときは、その組織体制を確立し、統治していくということは非常に大切です。そのために、以下の項目を実践します。

- ① 経営理念・運営方針・基本方針の浸透
経営理念の意味やそこに込められた想い、運営方針・基本方針の意味を理解して、その理念・方針の下で行動できるようにします。
- ② 法令遵守
事業の社会的責任を自覚して関係法令の遵守を実践します。
- ③ 多職種連携及び医療機関との連携
情報共有を密にして各専門職種が連携して目的達成の為に一丸となれるよう実践します。また、医療機関との連携構築に努めます。
- ④ 各種委員会活動
利用者処遇の課題や事業所の課題に対して、意見交換の上で業務標準化・業務効率化を含め最善の対応ができるよう充実した各種委員会活動を実践します。

(4) 人材育成とその確保

経営の質を高める・サービスの質を高めるには「人」なくしては成り立ちません。また、人が育つためのシステムを構築することも重要であり人を確保する為の施策も重要となります。人材育成とその確保に向けて以下の項目を実践します。

① 人材育成教育

採用職員に対する研修、教育を計画的かつ効率的に行います。また、その研修、教育については、OJTではなく就業前に実施します。その他、人材育成に繋がる様々な研修に積極的に参加します。

② 人事考課システムの運用

職員のやりがい・働き甲斐といったモチベーションアップに繋がるような人事考課システムを運用します。

③ 資格取得支援

向上心を持って専門的な知識や技術の習得を目指す職場風土作りに向けて、資格取得に対する支援を充実させて、資格取得を奨励します。

④ 福利厚生の実施

働きやすい職場環境作りの一環として福利厚生の実施に努めます。

⑤ メンタルケアの実施

精神的負担が大きい業務であることを踏まえたメンタルケアを実践します。

⑥ 労務関係制度改革

労務関係制度を見直し職員の待遇改善に向けて取り組みます。

(5) リスクマネジメント

健全な運営のために、リスクマネジメントは重要なテーマです。事業が永続的に継続できるよう、リスクマネジメントとして以下の項目を実践します。

① 防災対策（感染症対策含む）

災害（感染症含む）が発生した際の入居者・職員の安全確保及び事業の存続に向けた対策を整備・構築し、万が一に備えます。

② コスト意識の向上

コスト意識を持って、無駄を排除するとともに必要な部分には必要な経費をかけます。

3. 重点取組

(1) 組織総合力の強化

(2) 働きやすい職場環境の整備

(3) サービスの質の向上（顧客ニーズを踏まえた個別対応力の向上）

(4) サービスの質の向上（緊急体制等の整備）

4. 重点取組内容

(1) 組織総合力の強化

- * 経営理念・運営方針・基本方針に基づく行動ができる。
- * 役職者に対するリーダーシップ教育の実施
- * 役職者の3つの意識を高める（「問題意識」「危機意識」「当事者意識」）
- * ボトムアップの場を増やす（リーダー会等の場を活用）
- * 風通しのよい組織体制の構築

(2) 働きやすい職場環境の整備

- * 生産性向上に向けたシステムの構築並びに業務改善
- * 治療と仕事の両立支援施策の構築
- * 職員の負担軽減に向けた会議等の開催
- * ハラスメント対策強化
- * 衛生委員会の適切な運用

(3) サービスの質の向上（顧客ニーズを踏まえた個別対応力の向上）

- * 24 時間シーツの更なる充実
- * スタッフのアドボカシー（代弁）能力の向上（顧客ニーズの汲み取り）
- * 個別性を尊重した支援（食事・入浴・排泄・社会活動参加等）
- * レクリエーション・趣味活動の充実
- * 食の充実（疾病・嗜好と栄養のバランス）
- * 様々な疾病に応じた適切な支援
- * 認知症介護のスキルアップ
- * ホスピタリティの精神を発揮した接遇の推進
- * 無理・無駄・ムラの抽出による業務改善とそれに伴う効率的なマンパワーの活用

(4) サービスの質の向上（緊急体制等の整備）

- * 医療機関との連携体制の構築並びに緊急時対応方法の充実

5. 定員

11名 （一期ユニット） 2階西

6. 目標稼働率

定員に対して90%

7. 一日の流れ

利用者の生活リズムにそって支援しますので、予め時間が決まっている生活行為はありません。ただし、食事については衛生管理上、調理して2時間以内の喫食が必要となります。

8. 施設行事

利用者に豊かな生活を送っていただけることを目的として、様々な行事を企画して案内します。利用者の意向があれば開催します。

※各種感染症の状況によってします。

【 年間計画（大きなイベント） 】

季節を感じ、五感を刺激できるような行事やイベントを企画し提供します。

月	イベント名	内容・目的
4月	お花見	桜を鑑賞し春の訪れを感じていただきます。
7月	そうめん流し	梅雨明けのさわやかな空の下で季節を楽しんでいただきます。
9月	敬老会	入居者へ敬意を表し長寿のお祝いをします。
10月	地方祭見物	各地区の地方祭見物で秋の訪れを感じていただきます。
11月	文化祭	秋を満喫できる内容を企画します。
12月	忘年会	年の瀬を感じることができる内容を企画します。
1月	初詣	新しい年を祝い、一年の健康を祈願します
2月	節分	豆まきを実施して季節を感じていただきます。

【 月間計画 】

適宜企画して案内します。

【 サークル活動一覧 】

書道・図工・カラオケ・レクリエーション・茶話会・散歩・ドライブ
※参加の意向がある利用者の方に適宜参加していただきます。

【 その他 】

利用者の安全管理・その他の催しとして実施します。

内容	開催頻度
散髪	ご希望に応じて実施します（訪問理容）
買い物代行	適宜実施します。
誕生会	原則、ご利用者の誕生月利用日
避難訓練	年に4回
BCP訓練・感染症訓練	年に各2回（両訓練を兼ねて実施する場合あり）

9. 職員配置

主な職員の配置状況

職種	常勤換算後	指定基準
施設長	1名	1名
統括長	1名	なし
介護職員	20名以上	14名
看護職員	2名以上	1名
生活相談員	1名以上	1名
介護支援専門員	1名以上	なし
機能訓練指導員	1名	1名
管理栄養士	1名	1名
医師（嘱託）	非常勤2名	1名
事務職員	1名	なし

10. 各種委員会・職員会議

サービスの質の向上に向けた情報共有や検討を様々な委員会活動等で実践します。

会議名	内容	開催頻度
リーダー会議	サービスの質の向上や職員の負担軽減に繋がる業務改善等の重要案件について各リーダー・専門職が集い検討	月1回（第2水曜）
ユニットミーティング	各ユニット単位でのサービスの質の向上や業務改善等を所属職員にて検討	月1回
感染症対策委員会	感染症に関わる事項の情報共有及び対策の検討	6・9・12・3月
身体拘束適正化委員会	身体拘束に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
虐待防止委員会	虐待防止に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
事故防止委員会	事故防止に関わる事項の情報共有及び対策の検討	6・9・12・3月
給食委員会	食事サービスの向上を目指して各種改善策等の検討	月1回（第1水曜）
広報委員会	ご家族・地域住民に向けた情報発信として、広報誌・ホームページ等の広報活動について検討。豊岡開催	6・9・12・3月
ノーリフト推進委員会	職員の労働環境の改善（腰痛予防）並びにご利用者の安全のために抱えない介護導入に向けた施策の検討を行う。豊岡開催	適宜

11. 各種研修会

職員の知識・技術の向上を目的として様々な勉強会や研修会を企画開催します。また、外部研修等にも積極的に職員を参加させスキルアップに繋がります。

※年間研修計画については「令和7年度年間集合研修計画」及び「令和7年度年間オンライン研修」の通り

令和7年度 年間集合研修計画

ショートステイ しあわせの家寒川

実施月	テーマ	研修概要	担当者	時間	備考
4月	理念・方針研修	事業計画説明会（理念・方針の浸透）	施設長 統括長	60分	理事長出席
5月					
6月	研究発表 研究発表	テーマは担当者が決定 テーマは担当者が決定	一期の家 事務所	60分	
7月					
8月	研究発表 研究発表	テーマは担当者が決定 テーマは担当者が決定	一会の家 看護	60分	
9月					
10月	感染症対策	感染症の基本知識習得1（対応訓練兼ねる）	外部講師	60分	
11月					
12月	研究発表 人材育成	テーマは担当者が設定 テーマは担当者が設定	一笑の家 統括長	60分	
1月					
2月	研究発表 人材育成	テーマは担当者が設定 テーマは担当者が設定	一福の家 施設長	60分	
3月					
その他	外部研修 新人研修	必要に応じて適宜参加（外部講師依頼含む） 新人雇用時に1週間の研修実施			

令和 7 年度 年間オンライン研修計画

ショートステイ しあわせの家寒川

実施月	研修内容	使用媒体	動画時間	備考
4 月	倫理、法令遵守、接遇に関する研修	DM-study	約 16 分	
5 月	高齢者虐待の防止、身体拘束等の適正化のための研修①	DM-study	約 17 分	
6 月	感染症、食中毒の予防、まん延の防止に関する研修①	DM-study	約 19 分	
7 月	事故の発生などの緊急時の対応に関する研修	DM-study	約 19 分	
8 月	事故発生の防止のための研修①	DM-study	約 23 分	
9 月	プライバシーの保護に関する研修	DM-study	約 8 分	
10 月	介護予防、要介護度進行予防、褥瘡対策に関する研修	DM-study	約 21 分	
11 月	看取りケア、精神的ケアに関する研修	DM-study	約 11 分	
12 月	非常災害時の対応に関する研修	DM-study	約 20 分	
1 月	ハラスメント防止に係る研修	DM-study	約 12 分	
2 月	高齢者虐待の防止、身体拘束等の適正化のための研修②	DM-study	約 18 分	
3 月	事故発生の防止のための研修②	DM-study	約 18 分	
【オンライン研修の流れ】				
1 テーマ 2 本の動画があります。動画①視聴 ⇒ 確認テスト ⇒ 動画②視聴 ⇒ レポート提出 ⇒ 終了				

デイサービスセンター しあわせの家 事業計画書

1. 運営方針

ご利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指すことはもとより、社会的孤立感の解消や在宅介護に携わっているご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いてホスピタリティの精神を発揮したサービスを提供することで経営理念の実現を目指します。

2. 実践計画

(1) サービスの質の向上

法人の基本方針であるご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたサービス提供によって信頼を得るためには各種サービスの質を向上させなければなりません。サービスの質を向上させるべく以下の項目を実践します。

① 食事ケア

美味しく食事を楽しめることを実現できるよう充実した食事ケアを実践します。

② 口腔ケア

口腔機能が健康に与える影響が大きいことを認識して、専門的な知識の基にご利用者に応じた適切な口腔ケアを実践します。

③ 排泄ケア

プライバシーに入る行為であることを自覚し、高い倫理観を持ちながら、ご利用者個々の排泄状況アセスメントに基づいた適切な排泄ケアを実践します。

④ 入浴ケア

入浴は単に清潔保持だけが目的ではなく、リラックス効果があることも理解した上で、ご利用者の状況に応じた適切な入浴ケアを実践します。

⑤ 移乗・移動ケア

ご利用者の安全・安心の為に、専門的な知識・技術の習得に努めることはもとより、最新の福祉用具を有効に活用し充実した移乗・移動ケアを実践します。

⑥ 認知症ケア

認知症であっても、不安なく心穏やかに利用できるよう、専門的な知識の習得に努め、適切な認知症ケアを実践します。

⑦ ご利用者の尊厳を守る対人援助技術・接遇マナー

福祉職として必要な対人援助技術の向上及びご利用者に対する接遇マナーの向上に努め、ご利用者の尊厳を守る支援を実践します。

⑧ 高齢者虐待・身体拘束防止

権利擁護の意識を持って、身体拘束をはじめとする高齢者虐待に該当する行為を一切行わず、高齢者虐待・身体拘束防止を実践します。

⑨ 個別性に配慮した余暇活動

生活にハリが持てて生きがい支援に繋がるよう、適切なアセスメントに基づきご利用者のニーズに応じた余暇活動を企画し実践します。

⑩ 機能訓練

廃用性機能低下を防ぐために、ご利用者個々のニーズに応じた個別機能訓練並びにアクティビティ活動を実践します。

- ⑪ 健康管理
ご利用者の変化をいち早く察知できるよう観察力の向上に努め、変化に応じた適切な対応を実践します。また、様々な慢性疾患を持たれているご利用者の内服管理を適切に実践します。
- ⑫ 送迎
安全に配慮し適切な運転技術・運転マナーによりご利用者が安心できる送迎を実践します。
- ⑬ 感染症対策
集団という環境下において感染症が発症すると蔓延する可能性が高いことを認識して、適切に感染症対策を実践します。
- ⑭ 事故防止対策
ご利用者が安心してご利用できるよう、適切に事故防止対策を実践します。
- ⑮ 各種記録
記録にはサービス提供の証・情報共有・ケアの分析検証といった目的があるということを認識して、適切に記録を残すことを実践します。

(2) 環境整備

フロアを衛生的な環境に整えることはもとより、最適な設備を整え、ご利用者が快適にご利用できるように以下の項目を実践します。

- ① フロアの環境整備
常に清潔・不潔の区別を意識して衛生的な環境を整えます。
- ② 整理整頓
限られた収納スペースの中で効果的・効率的な整理整頓を実践します。
- ③ 各種設備の充実
老朽化する設備は適宜メンテナンスを行うことはもとより、充実した機能を持つ設備の導入を検討し適宜対応します。

(3) 組織体制の確立・ガバナンスの強化

経営理念の実現という目的を達成する為にはしっかりとした土台作りが必要不可欠です。その土台となる組織体制を盤石なものにするべく、以下の項目を実践します。

- ① 経営理念・運営方針の浸透
経営理念の意味やそこに込められた想い、運営方針の意味を理解して、その理念・方針の下で行動できるようにします。
- ② 法令遵守
事業の社会的責任を自覚して関係法令の遵守を実践します。
- ③ 多職種連携及び居宅介護支援事業所との連携
情報共有を密にして各専門職種が連携して目的達成の為に一丸となれるよう実践します。また、市内の各居宅介護支援事業所との連携構築に努めます。

(4) 人材育成とその確保

経営の質を高める・サービスの質を高めるには「人」なくしては成り立ちません。また、人が育つためのシステムを構築することも重要であり人を確保する為の施策も重要となります。人材育成とその確保に向けて以下の項目を実践します。

- ① 人材育成教育
採用職員に対する研修、教育を計画的かつ効率的に行います。また、その研修、教育については、OJT ではなく就業前に実施します。その他、人材育成に繋がる様々な研修に積極的に参加します。
- ② 人事考課システムの構築
職員のやりがい・働き甲斐といったモチベーションアップに繋がるような人事考課システムを運用します。
- ③ 各種技術の向上・資格取得支援
向上心を持って専門的な知識や技術の習得を目指す職場風土作りに努めるとともに、資格取得に対する支援を充実させて、資格取得を奨励します。
- ④ 福利厚生の実施
働きやすい職場環境作りの一環として福利厚生の充実に努めます。
- ⑤ メンタルケアの実施
精神的負担が大きい業務であることを踏まえて、ストレスチェックの実施等、職員のメンタルケアを実践します。
- ⑥ 労務関係制度改革
労務関係制度を見直し職員の待遇改善に向けて取り組みます。
- ⑦ 労働環境の整備
労働環境を見直し職員の労働負担軽減に向けて取り組みます。

(5) リスクマネジメント

健全な運営のために、リスクマネジメントは重要なテーマです。事業が永続的に継続できるよう、リスクマネジメントとして以下の項目を実践します。

- ① 防災対策（感染症対策含む）
災害（感染症含む）が発生した際のご利用者・職員の安全確保及び事業の存続に向けた対策を整備・構築し、万が一に備えます。
- ② コスト意識の向上
コスト意識を持って、無駄を排除するとともに、必要な部分には必要な経費をかけます。

3. 重点取組

- (1) 組織力の向上
- (2) 働きやすい職場環境の整備
- (3) サービスの質の向上
- (4) 安定した運営

4. 重点取組内容

- (1) 組織力の向上
 - * 組織体制の確立とガバナンスの強化
 - * 事業所の基本方針を浸透させる
 - * 明確化した職責・役割分担の実効性を高める
 - * 組織を理解した行動（報告・連絡・相談・確認）の徹底
 - * 役職者に対するリーダーシップ教育の実施
 - * 教育システムの点検・評価・見直し
 - * 風通しのよい組織体制の構築

(2) 働きやすい職場環境の整備

- *生産性向上に向けたシステムの構築並びに業務改善
- *生産性向上に繋がる各種テクノロジーの導入
- *治療と仕事の両立支援施策の構築
- *職員の負担軽減に向けた会議等の開催
- *衛生委員会の適切な運用

(3) サービスの質の向上

- *余暇活動の充実（プログラム種類の企画・立案・実践）
- *機能訓練の充実（プログラム種類の企画・立案・実践）
- *ご利用者ニーズアセスメントの実施
- *入浴介助の充実（標準化並びに職員研修の実施）
- *高齢者虐待防止に向けた施策の充実
- *身体拘束適正化に向けた施策の充実
- *接遇マナー・顧客意識の向上

(4) 安定した運営

- *無理・無駄・ムラの抽出による業務改善と効率的なマンパワーの活用
- *適切な情報公開
- *居宅介護支援事業所へのPR活動
- *振替利用や追加利用の提案
- *法人内他居宅サービス事業所との連携

5. 定員 40名

6. 目標利用者数 年間平均25名/日（土曜日含む）

7. 一日の流れ

- 9:30～（迎え）センター到着
- 9:40～バイタル測定・本日の予定・リズム体操
- 10:00～入浴（普通浴・特浴・足浴）、機能訓練
水分補給・余暇活動（主に創作活動）
- 12:00～昼食・休憩
- 13:00～余暇活動
身体を使うレクリエーション・カラオケ・水分補給・機能訓練
- 15:00～おやつ
- 15:15～余暇活動
頭を使ったレクリエーション
- 16:20～リズム体操
- 16:40～（送り）センター発

8. 行事予定

【 年間計画 】

月	イベント名
4月	お花見、買い物
5月	バラ園見物、外食
6月	菖蒲・あじさい観賞、買い物
7月	七夕飾り、そうめん流し
8月	すいか割り大会、夏祭り、買い物
9月	敬老会
10月	運動会、地方祭見物、買い物
11月	焼き芋大会、ドライブ（紅葉）、外食
12月	クリスマス会、忘年会、買い物
1月	初詣、書初め
2月	節分、バレンタインデー（おやつ作り）、買い物
3月	ひな祭り（お茶会）、ホワイトデー（おやつ作り）

【 月間計画 】

定例行事として各種サービスを提供します。

内容	開催時期
PTによる体操レク	毎週1回
誕生会	毎月1～3回
実演食	毎月1回
特別メニュー	毎月2回

【 その他 】

ボランティアセンター等を活用した各種イベントを企画し提供します。

9. 職員配置

主な職員の配置状況

職種	常勤換算後	指定基準
管理者	1名	1名
副管理者	1名	なし
介護職員	8名以上	6名
看護職員	1名以上	1名
生活相談員	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名以上	1名
その他	0.5名	なし

10. 各種委員会・職員会議

サービスの質の向上に向けた情報共有や検討を様々な委員会活動等で実践します。

会議名	内容	開催頻度
運営会	デイサービス事業所の運営における課題や改善点並びに職員の負担軽減に繋がる施策等について検討	月1回（第1金曜）
衛生委員会	労働者の安全・衛生に関して、労働者側・使用者側に産業医・社会保険労務士を交えて検討し法人に上申	月1回
給食委員会	食事サービスの向上を目指して各種改善策等の検討	月1回（第1水曜）
広報委員会	ご家族様・地域住民に向けた情報発信として、広報誌・ホームページ等の広報活動について検討	6・9・12・3月
虐待防止委員会	高齢者虐待に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
身体拘束適正化委員会	身体拘束適正化に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2月
感染症対策委員会	感染症に関わる事項の共有及び対策の検討（新型コロナ対策含）	6・9・12・3月
ケアカンファレンス	通所介護計画・個別機能訓練計画更新時にご利用者の情報共有及び計画原案についての検討	毎月

11. 各種研修会

職員の知識・技術の向上を目的として様々な勉強会や研修会を企画開催します。また、外部研修等にも積極的に職員を参加させスキルアップに繋がります。

※年間研修計画については「令和7年度 年間研修計画」の通り

令和7年度 年間研修計画

デイサービスセンター しあわせの家

実施月	テーマ	研修概要	担当者	時間	備考
4月	理念・方針	事業計画説明会（理念・方針の浸透）	管理者	60分	理事長出席
5月	接遇・プライバシー保護研修	接遇マナーの向上とプライバシー保護の意識の向上に努める。	主任	30分	
6月	事故防止研修	事故対応・リスク対応について	主任	30分	
7月	介護予防について	要介護状態を防ぐ対応について	主任	30分	
9月	認知症に関する研修	認知症の方に対しての知識と対応を深める。	主任	30分	
10月	法令遵守研修	法令遵守の大切さの理解を深める。	主任	30分	
11月	感染対策研修	感染症についての基本知識や対策について学ぶ	主任	30分	
1月	災害対策研修	事業継続計画（BCP）について	管理者 管理栄養士	30分	
2月	虐待防止・身体拘束研修	虐待防止と身体拘束防止の知識を深める。	主任	30分	
3月	緊急時対応研修	急変時の適切な対応を学ぶ	主任	30分	
その他	外部研修 新人研修	必要に応じて適宜参加（外部講師依頼含む） 新人雇用時に研修実施			

令和7年度

デイサービスセンター しあわせの家寒川 事業計画書

1. 運営方針

「たのしみ」が多くあると、やる気や元気が湧き毎日を明るい気持ちで過ごすことができるようになります。ご利用者の皆様が「たのしみ」を一つでも多く感じていただける場所、ご利用者・スタッフの笑顔があふれる場所を創るべく個別ニーズに応じて支援することで経営理念の実現を目指します。

2. 実践計画

(1) サービスの質の向上

法人の基本方針であるご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたサービス提供によって信頼を得るためには各種サービスの質を向上させなければなりません。サービスの質を向上させるべく以下の項目を実践します。

① 食事ケア

美味しく食事を楽しめることを実現できるよう充実した食事ケアを実践します。

② 口腔ケア

口腔機能が健康に与える影響が大きいことを認識して、専門的な知識の基にご利用者に応じた適切な口腔ケアを実践します。

③ 排泄ケア

プライバシーに入る行為であることを自覚し、高い倫理観を持ちながら、ご利用者個々の排泄状況アセスメントに基づいた適切な排泄ケアを実践します。

④ 入浴ケア

入浴は単に清潔保持だけが目的ではなく、リラックス効果があることも理解した上で、ご利用者の状況に応じた適切な入浴ケアを実践します。

⑤ 移乗・移動ケア

ご利用者の安全・安心の為に、専門的な知識・技術の習得に努めることはもとより、最新の福祉用具を有効に活用し充実した移乗・移動ケアを実践します。

⑥ 認知症ケア

認知症であっても、不安なく心穏やかに利用できるよう、専門的な知識の習得に努め、適切な認知症ケアを実践します。

⑦ ご利用者の尊厳を守る対人援助技術・接遇マナー

福祉職として必要な対人援助技術の向上及びご利用者に対する接遇マナーの向上に努め、ご利用者の尊厳を守る支援を実践します。

⑧ 高齢者虐待・身体拘束防止

権利擁護の意識を持って、身体拘束をはじめとする高齢者虐待に該当する行為を一切行わず、高齢者虐待・身体拘束防止を実践します。

⑨ 個別性に配慮した余暇活動

ご利用者に一つでも多くの「たのしみ」を感じていただくことで生活にハリが持てて生きがい支援に繋がるよう、適切なアセスメントに基づきご利用者のニーズに応じた余暇活動を企画し実践します。

⑩ 機能訓練

廃用性機能低下を防ぐために、ご利用者個々のニーズに応じた機能訓練並びにアクティビティ活動を実践します。

- ⑪ 健康管理
ご利用者の変化をいち早く察知できるよう観察力の向上に努め、変化に応じた適切な対応を実践します。また、様々な慢性疾患を持たれているご利用者の内服管理を適切に実践します。
- ⑫ 送迎
安全に配慮し適切な運転技術・運転マナーによりご利用者が安心できる送迎を実践します。
- ⑬ 感染症対策
集団という環境下において感染症が発症すると蔓延する可能性が高いことを認識して、適切に感染症対策を実践します。
- ⑭ 事故防止対策
ご利用者が安心してご利用できるよう、適切に事故防止対策を実践します。
- ⑮ 各種記録
記録にはサービス提供の証・情報共有・ケアの分析検証といった目的があるということを認識して、適切に記録を残すことを実践します。

(2) 環境整備

フロアを衛生的な環境に整えることはもとより、最適な設備を整え、ご利用者が快適にご利用できるように以下の項目を実践します。

- ① フロアの環境整備
常に清潔・不潔の区別を意識して衛生的な環境を整えます。
- ② 整理整頓
限られた収納スペースの中で効果的・効率的な整理整頓を実践します。
- ③ 各種設備の充実
老朽化する設備は適宜メンテナンスを行うことはもとより、充実した機能を持つ設備の導入を検討し適宜対応します。

(3) 組織体制の確立・ガバナンスの強化

経営理念の実現という目的を達成する為にはしっかりと土台作りが必要不可欠です。その土台となる組織体制を盤石なものにするべく、以下の項目を実践します。

- ① 経営理念・運営方針の浸透
経営理念の意味やそこに込められた想い、運営方針の意味を理解して、その理念・方針の下で行動できるようにします。
- ② 法令遵守
事業の社会的責任を自覚して関係法令の遵守を実践します。
- ③ 多職種連携及び居宅介護支援事業所との連携
情報共有を密にして各専門職種が連携して目的達成の為に一丸となれるよう実践します。また、市内の各居宅介護支援事業所との連携構築に努めます。

(4) 人材育成とその確保

経営の質を高める・サービスの質を高めるには「人」なくしては成り立ちません。また、人が育つためのシステムを構築することも重要であり人を確保する為の施策も重要となります。人材育成とその確保に向けて以下の項目を実践します。

- ① 人材育成教育
採用職員に対する研修、教育を計画的かつ効率的に行います。また、その研修、教育については、OJT ではなく就業前に実施します。その他、人材育成に繋がる様々な研修に積極的に参加します。
- ② 人事考課システムの構築
職員のやりがい・働き甲斐といったモチベーションアップに繋がるような人事考課システムを運用します。
- ③ 各種技術の向上・資格取得支援
向上心を持って専門的な知識や技術の習得を目指す職場風土作りに努めるとともに、資格取得に対する支援を充実させて、資格取得を奨励します。
- ④ 福利厚生の充実
働きやすい職場環境作りの一環として福利厚生の充実に努めます。
- ⑤ メンタルケアの充実
精神的負担が大きい業務であることを踏まえて、ストレスチェックの実施等、職員のメンタルケアを実践します。
- ⑥ 労務関係制度改革
労務関係制度を見直し職員の待遇改善に向けて取り組みます。
- ⑦ 労働環境の整備
労働環境を見直し職員の労働負担軽減に向けて取り組みます。

(5) リスクマネジメント

健全な運営のために、リスクマネジメントは重要なテーマです。事業が永続的に継続できるよう、リスクマネジメントとして以下の項目を実践します。

- ① 防災対策（感染症対策含む）
災害（感染症含む）が発生した際のご利用者・職員の安全確保及び事業の存続に向けた対策を整備・構築し、万が一に備えます。
- ② コスト意識の向上
コスト意識を持って、無駄を排除するとともに、必要な部分には必要な経費をかけます。

3. 重点取組

(1) サービス基盤の確立

4. 重点取組内容

(1) サービス基盤の確立

新規事業開設から 1 年が経過したことから、サービス基盤を確立することのみを重点取組として以下の項目を実践します。

- * 事業所基本方針を浸透させる
- * 各種業務に関する標準化
- * 利用者ニーズの抽出
- * 個別性に応じたサービスメニューの創造
- * 接遇マナー・顧客意識の浸透
- * 居宅介護支援事業所との関係構築

5. 定員 20名

6. 目標利用者数 年間平均 15 名/日

7. 一日の流れ

9:30～(迎え)センター到着
9:40～バイタル測定・本日の予定・リズム体操
10:00～入浴(普通浴・特浴・足浴)、機能訓練・リラクゼーション
水分補給・趣味活動(創作活動や脳トレなど)
12:00～昼食・休憩
13:00～余暇活動
趣味活動(カラオケ・創作活動など)・水分補給
レクリエーション・機能訓練・リラクゼーション
15:00～おやつ
15:15～余暇活動
レクリエーション(ゲーム・体操など)
16:20～リズム体操
16:40～(送り)センター発

8. 行事予定

【 年間計画 】

月	イベント名
4月	お花見、買物
5月	バラ園見物、外食
6月	菖蒲・あじさい観賞、買い物
7月	七夕飾り、そうめん流し
8月	すいか割り大会、夏祭り、買い物
9月	敬老会
10月	運動会、地方祭見物、買い物
11月	文化祭、焼き芋大会、ドライブ(紅葉)、外食
12月	クリスマス会、忘年会、買い物
1月	初詣、書初め
2月	節分、バレンタインデー(おやつ作り)、買い物
3月	ひな祭り(お茶会)、ホワイトデー(おやつ作り)

【 月間計画 】

定例行事として各種サービスを提供します。

内容	開催時期
誕生会	毎月1～3回
実演食	毎月1回
特別メニュー	毎月2回

9. 職員配置

主な職員の配置状況

職種	常勤換算後	指定基準
管理者	1 名	1 名
介護職員	3 名以上	2 名
看護職員	1 名以上	1 名
生活相談員	1 名以上	1 名
機能訓練指導員	1 名以上	1 名

10. 各種委員会・職員会議

サービスの質の向上に向けた情報共有や検討を様々な委員会活動等で実践します。

会議名	内容	開催頻度
運営会	デイサービス事業所の運営における課題や改善点並びに職員の負担軽減に繋がる施策について検討	月 1 回
衛生委員会	労働者の安全・衛生に関して、労働者側・使用者側に産業医・社会保険労務士を交えて検討し法人に上申	月 1 回
給食委員会	食事サービスの向上を目指して各種改善策等の検討	月 1 回（第 1 水曜）
広報委員会	ご家族様・地域住民に向けた情報発信として、広報誌・ホームページ等の広報活動について検討	6・9・12・3 月
虐待防止委員会	高齢者虐待に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2 月
身体拘束適正化委員会	身体拘束適正化に関わる事項の情報共有及び対策の検討	5・8・11・2 月
感染症対策委員会	感染症に関わる事項の共有及び対策の検討（新型コロナ対策含）	6・9・12・3 月
ケアカンファレンス	通所介護計画・個別機能訓練計画更新時にご利用者の情報共有及び計画原案についての検討	毎月

11. 各種研修会

職員の知識・技術の向上を目的として様々な勉強会や研修会を企画開催します。また、外部研修等にも積極的に職員を参加させスキルアップに繋がります。

※年間研修計画については「令和 7 年度 年間研修計画」の通り

令和7年度 年間研修計画

デイサービスセンター しあわせの家寒川

実施月	テーマ	研修概要	担当者	時間	備考
4月	理念・方針研修	事業計画説明会（理念・方針の浸透）	管理者 統括長	約 60 分	理事長出席
5月	倫理、法令遵守、 接遇に関する研 修	倫理・法令遵守を徹底するための知識習得 及び実践的な接遇方法の知識習得	DM-study	約 16 分	
6月	事故発生の防止 のための研修	事故防止に向けた啓発	DM-study	約 23 分	
7月	入浴介助研修	適切な入浴介助に関する知識の習得	主任	約 30 分	
8月	プライバシー保 護に関する研修	情報を安全に管理する方法及び情報漏洩の 防止対策又、	DM-study	約 8 分	
9月	介護予防、要介護 度進行予防に関 する研修	要介護状態の悪化防止に資する知識習得	DM-study	約 21 分	
10月	高齢者虐待の防 止、身体拘束等の 適正化研修	身体拘束廃止及び虐待防止に向けた啓発	DM-study	約 17 分	
11月	ハラスメント 防止に係る研修	ハラスメント防止に向けた啓発	DM-study	約 12 分	
12月	感染症、食中毒の 予防、まん延の防 止に関する研修	感染症の基本知識習得（対応訓練兼ねる）	DM-study	約 19 分	
1月	事故の発生など の緊急時の対応 に関する研修	緊急事態が起きた際の対策等に関する知識 習得	DM-study	約 19 分	
2月	非常災害時の対 応に関する研修	事業継続計画（BCP）の啓発等	DM-study	約 20 分	
3月	認知症及び認知 症ケアに関する 研修	認知症ケアに関する知識の習得	DM-study	約 18 分	
【DM-study 研修の流れ】 1 テーマ 2 本の動画があります。動画①視聴 ⇒ 確認テスト ⇒ 動画②視聴 ⇒ レポート提出 ⇒ 終了					

令和7年度 居宅介護支援事業所 しあわせの家 事業計画書

1. 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた日常生活を営むことができるように配慮するとともに、心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して居宅サービス計画等を作成します。また、指定居宅介護支援の提供にあたっては、公正中立に行うとともに、関係機関との連携に努めます。

2. 実践計画

(1) サービスの質の向上

法人の基本方針であるご利用者の尊厳を守ることを念頭に置いたサービス提供によって信頼を得るためには各種サービスの質を向上させなければなりません。サービスの質を向上させるべく以下の項目を実践します。

① 知識の習得

介護保険法や地域のサービス等を理解し、利用者にとって最適なサービスを提供できるようにします。

② ご利用者の尊厳を守る対人援助技術・接遇マナー

福祉職として必要な対人援助技術の向上及びご利用者に対する接遇マナーの向上に努め、ご利用者の尊厳を守る支援を実践します。

③ 記録の整備と個人情報の管理

記録には関係職種の情報共有といった目的があるということを認識して、適切に記録を残すことを実践します。また、個人情報の管理を徹底し外部へ必要以上の情報が出る事がないようにします。

(2) 組織体制の確立・ガバナンスの強化

経営理念の実現という目的を達成する為にはしっかりとした土台作りが必要不可欠です。その土台となる組織体制を盤石なものにするべく、以下の項目を実践します。

① 経営理念・運営方針の浸透

経営理念の意味やそこに込められた想い、運営方針の意味を理解して、その理念・方針の下で行動できるようにします。

② 法令遵守

事業の社会的責任を自覚して関係法令の遵守を実践します。

③ 他事業所との連携

情報共有を密にして各専門職種が連携して目的達成の為に一丸となれるよう実践します。

(3) 人材育成とその確保

経営の質を高める・サービスの質を高めるには「人」なくしては成り立ちません。また、人が育つためのシステムを構築することも重要であり人を確保する為の施策も重要となります。人材育成とその確保に向けて以下の項目を実践します。

① 人材育成教育

外部研修への積極的派遣等を通して人材育成教育を実践します。

② 人事考課システムの運用

職員のやりがい・働き甲斐といったモチベーションアップに繋がるような人事考課システムを運用します。

③ 資格取得支援

向上心を持って専門的な知識や技術の習得を目指す職場風土作りに向けて、資格取得に対する支援を充実させて、資格取得を奨励します。

④ 福利厚生の充実

働きやすい職場環境作りの一環として福利厚生の充実に努めます。

- ⑤ メンタルケアの充実
精神的負担が大きい業務であることを踏まえて、ストレスチェックの実施等、職員のメンタルケアを実践します。
- ⑥ 労務関係制度改革
法令を遵守した労働環境づくりに努め、職員の待遇改善に向けて取り組みます。

(4) 安定した経営の維持

安定した事業運営を行うことで事業の存続維持ができ、地域のニーズに応え続ける事ができるようにします。

3. 重点取組

- (1) 組織力の向上
- (2) 人材育成教育

4. 重点取組内容

- (1) 組織力の向上
 - * 組織体制の確立とガバナンスの強化
 - * 法人組織の見直しによる職責・役割分担の明確化
 - * 管理者を中心とした教育（コンプライアンスの徹底含む）の実施
 - * 風通しのよい組織体制の構築
- (2) 人材育成教育
 - * 人材育成に関する施設内研修会の開催並びに外部研修への派遣
 - * 資格取得（主任介護支援専門員含む）・更新を伴った新しい知識の習得

5. 介護支援専門員1人当たりの定員

- * 利用者 45名未満
- ※令和6年度の介護保険制度改正により、要支援者は1/3名計算ではあるが、事業所としては、その労力を考え1名計算としている。

6. 目標利用者数

- * 利用者 110名

7. 職員配置

主な職員の配置状況

職種	人員	
	常勤	非常勤
管理者	1名	
介護支援専門員（管理者含む）	4名	1名

8. 各種委員会・職員会議

サービスの質の向上に向けた情報共有や検討を様々な委員会活動等で実践します。

会議名	内容	開催頻度
感染症対策委員会	感染症に関わる事項の情報共有及び対策の検討	6・12月
虐待防止委員会	高齢者虐待に関わる事項の情報共有及び対策の検討	毎月
居宅運営会	テーマを決めて開催	毎月

9. 各種研修会

職員の知識・技術の向上を目的として様々な勉強会や研修会を企画開催します。また、外部研修（オンライン研修含む）等にも積極的に職員を参加させスキルアップに繋がります。
※年間研修計画については「令和7年度 年間研修計画」の通り

令和 7 年度 年間研修計画

居宅介護支援事業所 しあわせの家

実施月	テーマ	研修概要	担当者	時間	備考
4 月	令和 6 年度法人 理念事業計画 報告会	令和 6 年度法人理念・事業計画の報告・説明 を行い、全職員への周知徹底を図り、それに 沿ったケアの実践を目指す。	施設長	6 0 分	
6 月	感染症対策の研修	発生が危惧される感染症についての基本知 識や対策について学ぶ。		3 0 分	年 1 回 (必須)
8 月	虐待防止の研修	高齢者虐待の基本を学ぶとともに権利擁護 意識を高める。		3 0 分	年 1 回 (必須)
9 月	外部研修	特定事業所加算算定の為、他法人との事例検 討会に参加する。		6 0 分	年 1 回
1 0 月	外部研修	褥瘡について		6 0 分	
1 2 月	困難事例の 事例検討	各ケアマネが抱えている困難事例について 全員で検討する。		3 0 分	
2 月	BCP の研修	BCP 策定と必要な措置について検討する。		3 0 分	年 1 回 (必須)
毎月	居宅内研修	特定事業所加算算定の為、事例検討等の研修 会開催。(介護支援業務に必要な項目)		6 0 分	毎週 1 回
その他	外部研修	必要に応じて適宜参加			
	新人研修	新人職員雇用時に随時実施			